

令和4年度 島根県外国人誘致事業補助金 申請・実績報告にかかる注意事項

※当該年度で初めて申請をされる場合は、申請時に補助金の振込先口座についてお知らせください。

対象事業(1) 外国人観光客誘致に係る事業のうち、計画性及び継続性のある事業

○事業主体：(1)島根県内に事業所を有し、外国人観光客誘致に積極的に取り組む事業者、(2)左記事業者により構成される団体等

事業例	対象項目	補助率	限度額	申請時に必要な添付資料	実績報告時に必要な添付書類	備考
・多言語パンフレットの作成 ・多言語ホームページの作成 ※新規に作成する場合のみ対象	①パンフレットの版下作成に要する経費 ②ホームページのデザイン作成に要する経費 (既存ホームページの軽微な修正は除く) ③翻訳料 ④印刷製本費(増刷に伴うものは除く)	1/2	50万円	ア. 日本語原稿 イ. デザイン案 ウ. 見積書の写し	ア. 多言語パンフレット原本 イ. 多言語ホームページの写真 ウ. 多言語パンフレットの配布計画 エ. 領収書の写し	
・案内表示・看板等の多言語化	①看板の作製及び設置に要する経費 ②翻訳料			ア. 設置箇所を示す図面 イ. 看板の図案 ウ. 見積書の写し	ア. 設置完了を確認できる資料(写真) イ. 領収書の写し	
・クルーズ客船用シャトルバス運行	①バス借り上げ経費			ア. 運行概要を確認できる資料 (イベント概要、運行時間) イ. 見積書の写し	ア. 実施完了を確認できる資料 (運行 状況、写真) イ. 領収書の写し	
・館内案内のデジタル化 ・混雑状況の見える化	①システム導入経費 ②機器購入費 ③翻訳料			ア. 整備概要が分かる図面 イ. 購入機器パンフレット ウ. 見積書の写し	ア. 整備完了を確認できる資料(写真) イ. 領収書の写し	
・外国語研修会の開催	①講師謝金 ②講師旅費 ③資料作成経費			ア. 研修等の概要が確認できる 資料 イ. 見積書の写し	ア. 配付資料、出席者名簿 イ. 写真 ウ. 参加者意見(アンケート結果) エ. 領収書の写し	
・旅行博への出展 ・旅行会社へのセールス ※対象となる訪問国に限りがあります。	①ブース出展料 ②通訳料 ③旅費 ④配付資料等の作成に要する経費		20万円 ※旅費については備考 参照	ア. 旅行博概要 イ. 旅行日程表 ウ. 見積書の写し	ア. レポート(訪問先、感想) イ. 旅行博の写真 ウ. 資料を作成した場合は、その資料 エ. 領収書の写し	①海外訪問の対象国 韓国(ソウル特別市及び釜山広域市)、台湾、中国(上海市、北京市、広州市)、香港、タイ(バンコク)、シンガポール、フランス、その他必要と認める地域 ②旅費については経費の1/2または、訪問回数に5万円を乗じた金額のいずれか低い方 ③同一事業者による申請は年4回(訪問回数)まで。
・海外向けOTAサイトへの登録 ※初期費用のみ	①OTAサイトへの掲載に係る初期費用 ②掲載内容翻訳料		20万円	ア. OTAサイトの資料 イ. 見積書の写し	ア. 掲載内容が確認できる資料 イ. 領収書の写し	

対象事業(2) 輸出品販売場(免税店)整備

○事業主体：島根県内に事業所を有し、輸出品販売許可を受けた、または受ける予定の民間事業者。ただし、中小企業基本法に定める「小規模企業者」とする

事業例	対象項目	補助率	限度額	申請時に必要な添付資料	実績報告時に必要な添付書類	備考
・免税販売に必要な施設(カウンター等)の整備 ・POSレジ、クレジット端末機等設備整備	①間仕切り等作製工事費 ②POSレジシステム、クレジット端末機、電子マネー対応ソフト	1/2	50万円	ア. 施設整備の概要が分かる図面 イ. 購入機器パンフレット ウ. 見積書の写し	ア. 施設整備を確認できる資料(写真) イ. 領収書の写し	

対象事業(3) 県内の観光エリアへの公衆無線LAN整備

○事業主体：民間事業者により構成される組合等

事業例	対象項目	補助率	限度額	申請時に必要な添付資料	実績報告時に必要な添付書類	備考
・無線LANルーター等機器購入経費 ・設置工事費	①ルーター、無線LANアクセスポイント、その他、無線LANの整備に必要なと認められる機器購入費 ②電源設置工事、配線工事、その他無線LANの整備に必要なと認められる工事費	1/2	50万円	ア. アクセスポイント設置図面 イ. 購入機器パンフレット ウ. 見積書の写し	ア. 公衆無線LAN整備を確認できる資料(写真) イ. 領収書の写し	①外国人利用者がキャリアフリーかつ無料で接続できるようにすること。 ②セキュリティ対策は設置者の判断で行うこと。 ③wi-fi接続設定画面を外国語でも表示させる等、外国人観光客の利便性に配慮すること。

※同一事業者による申請は、対象事業(1)～(3)を合算して50万円以内とする。